

記

(一) 調停状況並解決條件

(ハ) 既報後々依然勞資双方共強硬態度ヲ持テ對立状態ヲ續ケ末
クレルカ別項記載ノ通り十一月二十三日二十四日ノ両日ニ亘リ
別項記載ノ如ク警察事故發生シ此ノ儘放任スルニ於テハ生
産党ト總同盟トノ對立激化シ不穩化ノ虞アリタル爲 所轄
大森署ニ於テハ之レガ防止ト爭議ノ解決策トシテ生産党及
總同盟ノ両者ヲシテ本爭議ヨリ表面手ヲ退グニシテ 直接當
事者間ノ調停斡旋ヲ爲ス方針ノ下ニ十一月二十七日午前十
時生産党本部員 佐橋尚政及久野一雄ノ兩名ヲ大森署ニ招
致シ事業主代表従業員間ノ調停斡旋ヲ警察署ニ白紙一任ガシ
勅告セル結果之レヲ承認セルヲ以テラ次ヲ同日二十九日午
前五時總同盟本部員 池善次及熊本虎藏ノ兩名ヲ同署ニ招
致シ同様白紙一任ガシ從惠シタル結果之レ亦同様一任ナル

ニ至レリ

(ニ) 以上ノ通り兩団体共所轄大森署ニ勞資間ノ調停ヲ一任ニ表
面爭議ノ交渉ニ關係セサルコト、ナリタルヲ以テ十一月二
十九日北末大森署ニ會社及従業員代表ヲ招致シ両者ノ間ノ
斡旋ニ努メタルニ兩者ノ主張ニ大ナル懸隔アリテ容易ニ纏
ラザリシニ

本月十一日午後三時ヨリ大森署

會社側 社長 今田清一

常務 堀江新一郎

囑託 關根喜郎

爭議團側 團長 浅沼喜作

副團長 坂上清一

双ニ三名

以上ヲ招致シ殆ンド最後の意味ノ斡旋ヲ爲シタル結果 同